

# 石川町造血幹細胞移植後の予防接種 再接種費用助成のおしらせ

石川町では、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植）により、すでに定期予防接種で得ていた免疫が低下又は消失した方に対し、感染症の発生及びまん延の防止のため、任意による再接種の費用を助成します。



## ■対象者（次のすべてに該当する方）

- ①令和8年4月1日以降に再接種を受け、石川町に住民登録がある方
- ②造血幹細胞移植で既に受けた定期予防接種によって得ていた免疫が低下又は消失したと医師に診断されている方

## ■助成の対象となる予防接種

治療前に定期接種として接種済みの予防接種のうち、再接種が必要であると医師に認められた予防接種（ロタウイルスワクチン、BCG 除く）

## ■助成額

接種にかかった費用一人年間15万円まで（通算で30万円上限）

## ■申請期限

接種日の該当する年度の末日まで（ただし接種日が年度末の場合には経過措置あり）

## ■助成の流れ

|           | 助成の手続き・必要書類等  |
|-----------|---|
| ①認定申請     | かかりつけ医に「予防接種再接種に係る意見書（様式第2号）」を記入してもらい、「予防接種再接種費用助成対象認定申請書（様式第1号）」を記入のうえ、「造血幹細胞移植を受ける以前の定期予防接種歴が確認できる母子健康手帳の写し等」を添えて町に提出します。 |
| ②認定通知     | 認定決定後、町から認定通知が届きます。   |
| ③接種       | 認定された予防接種を医療機関で接種し、接種費用は全額自己負担で支払います。   |
| ④助成金の請求申請 | 「予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式4号）」を記入し、①領収書の原本②再接種の記録が記載された母子健康手帳（接種済み証）または予診票の写し③申請者名義の通帳の写しを添えて町に提出します。                        |
| ⑤助成金交付    | 町から助成金交付決定通知が届き、助成金が振り込まれます。  |

※文書発行手数料が必要になることもあります。文書発行にかかった費用は助成対象外となります。

※各種申請書等の様式は保健福祉課窓口で交付を受けるか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【問い合わせ・申請先 石川町保健福祉課 健康増進係 ☎0247-26-8416】